

引上げ分の地方消費税収の使途について（令和3年度決算）

田野畑村

地方消費税率改定に伴う引上げ分の地方消費税収は、全て社会保障施策に要する経費に充てるとされています。

本村における引上げ分の地方消費税収（社会保障財源化分の地方消費税交付金）とその使途は以下のとおりです。

【歳入】 社会保障財源化分の地方消費税交付金	44,014	千円
【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	465,111	千円（一般財源ベース）

【社会保障経費等の使途および財源内訳】

単位：千円

使途	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉費	205,716	60,580	53,492	364	8,638	82,642
高齢者福祉費	161,762	3,698	11,320	7,630	13,164	125,950
児童福祉費	275,008	29,341	9,955	64,259	16,225	155,228
保健衛生費	55,471	534	520	14,906	3,739	35,772
公債費	8,894				842	8,052
共済費	14,859				1,406	13,453
合計	721,710	94,153	75,287	87,159	44,014	421,097
	特定・一般財源計	256,599			465,111	